

桑折町空家等除却工事補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第5号

(趣旨)

第1条 町は、桑折町空家等対策計画に基づき、空家等が周辺的生活環境にもたらす保安上、衛生上、景観上等の影響から、その生活環境の保全を図るとともに、限りある町土が地域の資源として有効利用されることを支援・推進するため、空家等の除却工事に要する経費に対し、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、居住その他の使用がなされていない建築物（建築物に附属する工作物及び、立木その他土地に定着するものを含む。）で尚且つ町が実施している空家等実態調査によって空家等であると判断されたものをいう。ただし、建築物を賃貸又は売買する目的で所有し、又は管理するものを除く。

2 次の各号に掲げる書類のうち町が必要と認めるものにより居住その他の使用がなされていないと確認できる建築物は、前項に掲げる空家等実態調査によって空家等であると判断されたものとして扱う。

- (1) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
- (2) 登記事項証明書の閉鎖事項証明書(未登記の場合は固定資産の登録証明書)又は建物滅失証明書及び申請者の住民票
- (3) その他建築物の使用がなされていないと容易に認めることができる書類

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に空家等を所有し、その除却工事を行った者で、登記事項証明書の閉鎖事項証明書に最新の所有者として登録されている者(未登記の場合は、固定資産の登録証明書の納税義務者)、当該登記名義人の法定相続人の代表者又は建物滅失証明書に記載の所有者である者
- (2) 除却工事の実施時においてほかに当該空家等の権利者（抵当権者を含む。以下同じ。）が存在した場合、その権利に係るものの同意を得た者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 桑折町暴力団排除条例（平成23年12月26日桑折町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない者

(補助金の交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる業種のうち土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかに係る同法第3条第1項の許可を受け、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条に規定する解体工事業の登録を受けた町内に事業所を有する事業者による工事とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象空家等の除却に要した費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は補助対象空家等の除却工事が完了してから12月以内に、規則第4条の規定に基づき、桑折町空家等除却工事補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書の閉鎖事項証明書(未登記の場合は固定資産の登録証明書)又は建物滅失証明書及び当該所有権を有していた者が死亡しているときは、当該登記名義人の相続人であることを証する書類
- (2) 除却工事の実施時において申請者以外に当該空家等の権利者が存在した場合は、その権利に係るものの同意書
- (3) 町税等を滞納していないことを証明する書類
- (4) 空家等の除却工事に係る契約書及び領収書の写し
- (5) 除却を行った空家等の位置図及び除却工事前後の写真
- (6) 第2条第2項に掲げる書類（既に町調査により空家等であると判断された場合を除く）
- (7) 前の各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金等の交付決定等）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の通知は、桑折町空家等除却工事補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（申請を取り下げることが出来る期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（請求及び支出）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者は、交付決定の通知日から30日以内に桑折町空家等除却工事補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

ない。

- 2 町長は前項に規定する請求書の提出があったときは、前条の規定による報告に係る書類を審査の上、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第10条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) その他町長が適当でないと認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、桑折町空家等除却工事補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還させることができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、桑折町空家等除却工事補助金返還請求書(第5号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

- 第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿及びその他の証拠書類を整備し補助金の交付決定通知日の属する会計年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則(平成31年告示第5号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。